\bigcirc

建築物の 地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件 (昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号) 、傍線部分は改正部分、

六第三号の規定に基づき、 築基準法施行令 昭 和二十五年政令第三百三十八号) 建築物の地震に対する安全性を確かめるため 第八十二条の

新

建

第一・第二 (略)

に必要な構造計算の基準を次のように定める。

する基準 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリー ト造の建築物等に関

。)の規定以外の規定にあつては、実験によつて耐力壁並びに構造耐 又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限り力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、 し、第一号ハ及び第二号ロ いては、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただ くは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物につ 構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若し 鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその (第一号ロの規定の適用に係る部分を除く

_ __ 略

削

六第三号の規定に基づき、 に必要な構造計算の基準を次のように定める。 建 築基準法施行令 昭 和二十五年政令第三百三十八号) 建築物の地震に対する安全性を確かめるため 第八十二条

旧

第一・第二 (略)

する基準 鉄筋コンクリー ト造又は鉄骨鉄筋コンクリー ト造の建築物等に関

度を有し、 びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強 いては、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただ くは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物につ \mathcal{O} この限りでない。 及び第三号ハの規定以外の規定にあつては、実験によつて耐力壁並 構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若 鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその 第 一号ハ、第二号ロ 又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては (第一号ロの規定の適用に係る部分を除く。

(略)

要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリ 最大の曲げモーメントと等しくなる場合において、 次のイからハまでに掲げる基準に適合することを確かめること。 ずる曲げモーメントが、 はりを除く。 コンクリート造のはり 接着する部分をい 柱及び壁の材端(はりその他の横架材又は垂れ壁若しくは 構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋)の材端(柱又は壁に接着する部分をいう。 (最上階のはり又は一階の床版に接着する 当該部分に生じ得るものとして計算した 最上階のはりその他の横架材若しくは 構造耐力上)に生 ト 造 主

トを超えず、 材若しくは腰壁に接着する部分を除く。 れ壁に接着する部分又は1階の床版に接着するはりその他の横架 トが当該部分に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメン かつ、当該はり、 柱及び壁にせん断破壊が生じない)に生ずる曲げモーメン

口 - 次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

(1) 支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと。 た設計用せん断力に対して、 該柱及びはりに生ずるせん断力として次の式によつて計算し 構造耐力上主要な部分である柱及びはりが せん断破壊等によつて構造耐力上 地震力によって

 $Q_D = Q_0 + nQ_0$

すものとする。 この式において、 ల్త ల్ n及びQuは、 それぞれ次の数値を表

設計用せん断力(単位 ニュートン)

だし、 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。 柱の場合には零とすることができる。 (単 位 ニュー た

トン 降伏する一階の柱にあつては、 (柱頭部が曲げ降伏する最上階の柱及び柱脚部が曲げ 一・〇)以上の数値

当該部分に生ずるものとして計算したせん断力とする。ただ 計算したせん断力の数値とすることができる。 にあつては柱脚部が の端部の曲げ耐力の和に相当する曲げモーメントがそれぞれ たせん断力(はりにあつては両端が曲げ耐力に達した時のせ ん断力とし、 トトン) イの状態において柱及びはりに生じうるものとして計算し 最上階の柱の場合にあつては柱頭部が、 柱にあつては柱頭部及び柱脚部に接続するはり それぞれ曲げ耐力に達するものとして 階の柱の場合 (単位

(2)

構造耐力上主要な部分である耐力壁が、

地震力によつて当該

耐力壁に生ずるせん断力及び曲げモーメントとして次の式によ 破壊を生ずるものとした部分にあつては、 つて計算した設計用せん断力及び設計用曲げモーメント に対して、 せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある 設計用せん断力に限 (曲げ

 $Q_D = n_1 Q_W 及び M_D = n_2 M_W$

急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと。

この式において、 D. nz及びMwは それぞれ次の

- 数値を表すものとする。
- 設計用せん断力(単位 ニュートン)
- 一. 五以上の数値
- る場合に耐力壁に作用するせん断力 (単位 ニュートン) 示第五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達す 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告
- 設計用曲げモーメント (単 位 ニュートンミリメートル)
- 1.5以上の数値
- る場合に耐力壁に作用する曲げモーメント 示第五百九十四号第四第 ンミリメートル) 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告 第四号の規定によること。 号イに規定する全体崩壊形に達す (単 位 ニュート